株式交換に係る事後開示書面

（会社法第 791 条第 1 項第２号、第 801 条第３項第３号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面）

2024 年 12 月３日

株式会社倉元製作所

株式会社アイウイズロボティクス

2024年12月３日

株式交換に係る事後開示書面

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前１番地１
株式会社倉元製作所
代表取締役　渡邉　敏行

東京都品川区大井１丁目４７番１号　NT ビル 12 階
株式会社アイウイズロボティクス
代表取締役　王　馳

株式会社倉元製作所（以下「倉元製作所」といいます。）及び株式会社アイウイズロボティクス（以下「ＩＷＲ」といいます。）は、2024年９月２日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2024年11月１日を効力発生日として、倉元製作所を株式交換完全親会社、ＩＷＲを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１．株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第１号）
2024年11月１日

２．株式交換完全子会社における手続の経過（会社法施行規則第190条第２号）
(1) 会社法第784条の２の規定による手続の経過
会社法第784条の２の規定による請求を行ったＩＷＲの株主はおりませんでした。
(2) 会社法第785条の規定による手続の経過
株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
(3) 会社法第787条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
(4) 会社法第789条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

３．株式交換完全親会社における手続の経過（会社法施行規則第 190 条第３号）

(1) 会社法第 796 条の２の規定による手続の経過

会社法第 796 条の２の規定により、倉元製作所に対し、株式交換をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

倉元製作所は、会社法第 797 条第３項及び第４項の規定に基づき、2024 年 10 月 10 日付で倉元製作所の株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全子会社であるＩＷＲの商号及び住所並びに買取口座について電子公告を行いました。効力発生日の 20 日前から効力発生日の前日までの間に、倉元製作所に対し、株式買取請求権を行使した株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

４．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第４号）

本株式交換により倉元製作所に移転したＩＷＲの株式の数は、565 株です。

５．その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第５号）

(1) 倉元製作所は、会社法第 795 条第１項の規定により、2024 年 10 月 29 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) ＩＷＲは、会社法第 783 条第１項の規定により、2024 年９月 20 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) 倉元製作所は、本株式交換の効力が生ずる時点の直前時のＩＷＲの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するＩＷＲの株式１株に対して、倉元製作所株式 13,755.78889 株の割合をもって自己株式 90,471 株及び新株発行による 7,681,549 株を割当交付いたしました。倉元製作所が交付した株式の総数は 7,772,020 株です。

(4) 本株式交換により増加した倉元製作所の資本金及び準備金は下記のとおりです。

① 資本金　　：０円

② 資本準備金：０円

③ 利益準備金：０円

以上